令和５年度 宿泊施設利用補助事業実施要項

１．目　　的

指定する宿泊施設の宿泊料の一部を助成することで組合員及びその被扶養者の元気回復を図る。

２．実施期間

令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで

３．対象施設

公立学校共済組合高知宿泊所「高知会館」

４．補助対象者

公立学校共済組合高知支部の組合員及びその被扶養者（以下「補助対象者」という。）とする。

なお、次の者については利用補助対象者に含めないものとする。

・任意継続組合員及びその被扶養者
・利用する日において組合員資格を喪失している者
・利用する日において被扶養者認定を取り消されている者

５．補助金額

１人１泊につき２，５００円とする。

ただし、宿泊費が支給される公務出張での利用はできないものとする。

６．補助回数

組合員とその被扶養者の利用回数を通算することとし、実施期間内に１２回（泊）を限度とする。

７．利用方法

宿泊手続き（チェックイン）を行うときに、宿泊者は利用補助の適用を希望する者全員の組合員証及び被扶養者証をフロントに提示する。

対象施設は、提示された組合員証及び被扶養者証により宿泊利用補助券を発券し、宿泊者に確認署名（サイン）を求める。

対象施設は、宿泊料から補助金額を差し引く。